

許可番号 第08320051272号

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 岡山市北区神田町一丁目9番19号  
氏 名 株式会社インテックス  
代表取締役 金 山 昇 司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岡山市長 大 森 雅 夫



許可の年月日 令和 3年 8月 28日  
許可の有効期限 令和 8年 8月 27日

## 1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 中間処理(破碎、切断)  
(2) 産業廃棄物の種類

[破碎] 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 以上4種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

[切断] 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず 以上3種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

## 2. 事業の用に供するすべての施設

### (1) 破碎施設1

- ①設置場所: 許可の条件のとおり  
②設置年月日: 令和3年1月24日  
③処理能力: 廃プラスチック類4.06t/日、紙くず5.43t/日、木くず4.52t/日、繊維くず3.13t/日(1日8時間稼働)

### (2) 破碎施設2

- ①設置場所: 許可の条件のとおり  
②設置年月日: 令和2年12月21日  
③処理能力: 廃プラスチック類4.32t/日、紙くず5.60t/日、木くず3.44t/日、繊維くず2.96t/日(1日8時間稼働)

### (3) 切断施設

- ①設置場所: 許可の条件のとおり  
②設置年月日: 令和4年1月28日  
③処理能力: 廃プラスチック類5.71t/日、金属くず11.02t/日、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず4.44t/日(1日8時間稼働)

## 3. 許可の条件

中間処理を行う場所は、「岡山市南区藤田字都1438番8の一部(面積1,000㎡)」に限る。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年 8月28日 新規許可  
平成28年11月 1日 更新許可  
令和 3年 8月28日 更新許可  
令和 4年 3月 2日 許可証書換え(切断施設の更新)

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有